



## European IPR Helpdesk

# 概況報告書

## Horizon 2020におけるIP管理：提案段階

2015年7月<sup>1</sup>

序文 .....	1
1. 知的財産を考慮することの重要性 .....	2
2. 提案書の要請：全ての文書の照合及びIP規則の精通 .....	3
3. 秘密保持問題及び約定の可能性の取組み .....	5
4. 知的財産の特定及びその保護の措置 .....	6
5. 技術水準の評価 .....	7
6. 第三者の権利の検討 .....	7
7. 適格な費用 .....	8
8. プロジェクトの名称及び略称 .....	8
9. プロジェクト成果物の利用戦略 .....	8
有益な資料 .....	12

### 序文

Horizon 2020は、2014-2020期間の研究及びイノベーションの欧州連合（EU）の新たなフレームワーク・プログラムである。第7回フレームワーク・プログラム（FP7）の後継として、Horizon 2020は、イノベーションユニオン<sup>2</sup>を実施することにより、EUにおける成長及び雇用創出の原動力のひとつとなる。

EU資金提供へのアクセスを簡略化するという明確な目標をもって、Horizon 2020は、FP7によって以前に提供されていた研究及びイノベーション資金提供の全てに、競争力及びイノベーション・フレームワークプログラム（CIP）のイノベーション関係活動並びに欧州イノベーション及び

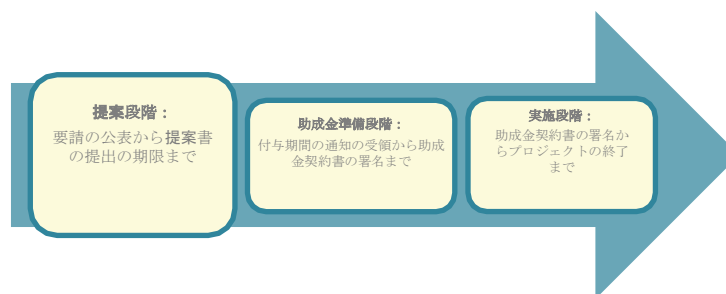
<sup>1</sup> 本概況報告書は、2014年2月に最初に公表され、2014年4月に改訂され、2015年7月に更新された。

<sup>2</sup> イノベーションユニオンイニシアティブは、欧州2020戦略の不可分の一部であり、欧州連合のスマートな、持続可能な、かつ包括的な成長を促進させることを目標とする。イノベーションユニオンは、特に、研究及びイノベーションの財源の入手の機会を強化することにより、革新的なアイデアが成長及び仕事を生み出す製品及びサービスとなることを保証する。

テクノロジー機構（EIT）加えて統合する。したがって、Horizon 2020において、参加者は、[知的財産](#)に関する規則を含む単一の規則によって単一のプログラムで作業する。

Horizon 2020によって、欧州連合は、欧州の科学的及び専門的な基盤を強化し、社会の利益並びにイノベーション、研究及び技術の開発の方針に対する経済的及び工業的な可能性のためのより良い利用を促進することを目標とする。事実、研究で使用される公的資源及び努力は欧州連合の社会経済的利益に転換されることが重要である。このため、Horizon 2020は、知的財産による保護等、プロジェクト[成果物の普及及び利用](#)に関する参加者の誓約を定める。

したがって、概況報告書は、プロジェクトの提案段階において知的財産の管理によってHorizon 2020の参加者を支援することを目的とする。Horizon 2020研究及びイノベーション活動は、異なる形態の資金提供を通じて、特に、助成金、賞、調達及び金融商品を通じて実施されているが、この概況報告書は、専ら助成金を取り扱う。この概況報告書は、Horizon 2020プロジェクトの異なる段階での知的財産の管理を検討する三つのシリーズの概況報告書の最初のものである。



## 1. 知的財産を考慮することの重要性

### 1.1 Horizon 2020

研究成果物を効果的に利用できるかは知的財産の適正な管理にかかっており、したがって、プロジェクトにおける知識の全般的な管理の一翼を担うべきである。実際、研究開発活動の成果物は、一般に、それを市場に出すためにはその後及びしばしば相当の投資が必要となり、この投資に見合うにはその成果物が知的財産によって十分保護されなければならない。知的財産は、このように、それを保有する者に対して市場での競争上の優位性を与える力があるために、社会における研究成果物の効果的な影響力にとって不可欠となる。

知的財産の保護は、時間と財源を必要とするが、それにもかかわらず、研究機関及び会社の両者にとって明らかな利点となる。知的財産は、域内市場における調和のための事務局及び欧州知的財産権集約型産業に関する欧州特許庁の共同研究で明らかなように、一方において技術移転を容易にし、他方において会社発展の機会を増進する<sup>3</sup>。

したがって、Horizon 2020の参加者が各自のプロジェクト内で知的財産を効果的に管理することを期待されるのは驚くことではなく、共同のプロジェクトにおいては、更に重要となる。実際に、共同研究は、研究開発費用及び危険が、全てのパートナー間で配分されるので、より低くなるが、パートナーの利益を保護する措置が講じられないときは、成果物の所有権、使用及び不正目的使

<sup>3</sup> 「知的財産権インセンティブ産業：ヨーロッパにおける経済動向及び雇用への寄与」を参照。以下のサイトで入手できる：  
[http://ec.europa.eu/internal\\_market/intellectual-property/docs/joint-report-epo-ohim-final-version\\_en.pdf](http://ec.europa.eu/internal_market/intellectual-property/docs/joint-report-epo-ohim-final-version_en.pdf).

用の点で、意見の不一致に至ることがある。

## 1.2 提案段階

知的財産は、Horizon 2020によって資金提供される研究開発プロジェクトの全期間を通じて重要な役割を果たす。実際、知的財産の適正な管理が研究成果物の効果的な利用の機会を拡大させるので、成果物を利用する手段を記載するときは、知的財産を考慮することが最善の対処法となる。これは参加者が申し込んだプロジェクトの効果を最大化しつつ、その手段の有効性を示す助けとなる。

したがって、知的財産は、パートナーの知識管理及び保護の戦略の枠組みの中で特有の役割を果たし、プロジェクトの影響力<sup>4</sup>の評価において決定的となる。実際、最上級の提案のみをHorizon 2020助成金の選定対象にするために、欧州委員会は、提案の評価を独立の専門家に委ねている。この専門家のそれぞれが、次の三授与基準によって提案を評価する。

1. 卓越性
2. 影響力
3. 実施の特質及び効果<sup>5</sup>

各場合に考慮されるべき点は、要請条件に別途記載のない限り、アクションの形態に依る。内容のレベルはプロジェクトの状況によって決定されるが、それにもかかわらず、知的財産は、Horizon 2020でのアクションの異なる全ての類型において申し込まれたプロジェクトの影響力に対する評価が重要となる。

さらに、知的財産は、適切な戦略及び管理が実施されることを確保するためにも、プロジェクトの異なるレベルで考慮されるべきである。特に提案段階で、授与基準「卓越性」の関係で、技術水準を評価するための特許データベースの使用に関する場合に特に重要となる。なお、コンソーシアム全体及び各パートナー相互の補完性の程度を、知的財産の取扱いに際しての各パートナーのスキルに関する情報（例えば、その分野に経験豊富な社内人材を配置している）を含めて記述するときは、財産の保護及び管理がパートナーの事業の中で既に真剣に受け止められていることを示すものとして好意的に認められることにもなる。提案段階での知的財産管理に関して考慮されるべきこれらの及びそれ以外の問題は、以下で説明される。

## 2. 提案書の要請：全ての文書の照合及びIP規則の精通

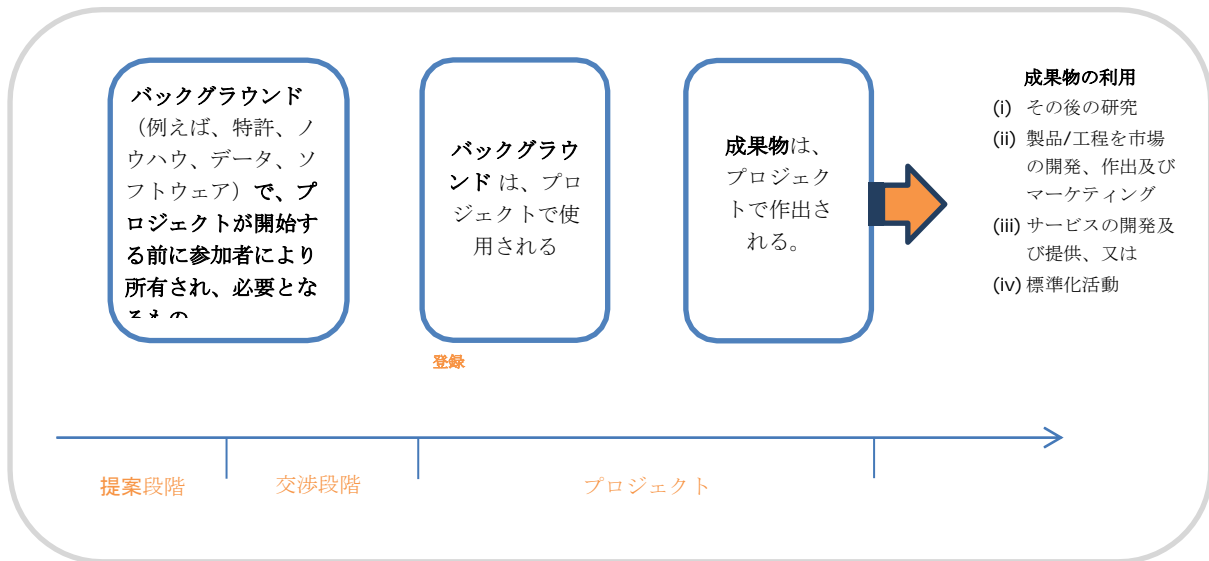
参加者に対してプロジェクトの成果物の適切な保護及び利用を勧め、及びそのような方法で研究と市場とのギャップを埋めることに助力するために、Horizon 2020プログラムは、プロジェクトの成果物の利用及び普及に関する規則を定める。この規則は複数の文書に定められ、以下詳細に記載される。

その規則は参加者がプロジェクトの結果について予定する使用に影響を及ぼすので、したがって、何よりもこの規則に精通することが最善の対処法となる。このようにして、参加予定者は、資金

<sup>4</sup> Horizon 2020 ワークプログラム2016-2017、付属書Hを参照。次の参加者ポータルで入手できる。：  
[http://ec.europa.eu/research/participants/data/ref/h2020/other/wp/2016-2017/annexes/h2020-wp1617-annex-ga\\_en.pdf](http://ec.europa.eu/research/participants/data/ref/h2020/other/wp/2016-2017/annexes/h2020-wp1617-annex-ga_en.pdf)

<sup>5</sup> 助成金マニュアル-提案書提出及び評価に関する章を参照。次の参加者ポータルで入手できる。：  
[http://ec.europa.eu/research/participants/data/ref/h2020/grants\\_manual/pse/h2020-guide-pse\\_en.pdf](http://ec.europa.eu/research/participants/data/ref/h2020/grants_manual/pse/h2020-guide-pse_en.pdf)

提供が認められる場合に遵守することが期待される法律上の誓約を自ずと分析することができるだけでなく、予想される成果物の利用及び保護に対する戦略を適切に構築することができる。



したがって、提案書の草案を始める前に、応募者は、提案書の要請条件について時間をかけて読み、具体的な要請<sup>6</sup>に該当する特有の知的財産関連規則に精通すべきである。したがって、次の文書を考慮することが重要となる。

- Horizon 2020助成金に適用される一般法的枠組みについて、参加規則<sup>7</sup>
- 具体的な要請に適用されるモデル助成金契約書<sup>8</sup>
- 欧州戦略的利益の名称で欧州委員会により期待される更なる誓約を定める該当の作業プログラム

Horizon 2020において、参加者が欧州委員会との間で署名する助成金契約書は、雛型に基づいており、パブリックインフォメーションに関する参加者ポータルで入手できる。この雛型は、参加に関する規則に基づく。

ただし、知的財産に関する追加規則、すなわちアクセス権、成果物の利用及び普及は、助成金及びワークプログラムの種類に応じて、助成金契約書で定められる。

### 3. 秘密保持問題及び約定の可能性の取組み

Horizon 2020補助金は、ほとんどの共同研究と同じように、研究上の着想を明らかにするために情報を交換することをパートナーに要求する。プロジェクトのコンセプト及びアプローチは、申し込まれる作業の目標と共に、提案書で詳細に説明されなければならない。この定義においては当然に、パートナーは、プロジェクトにおいて各自のスキル、知識及び知的財産を出し合うので、各自のバックグラウンドの内容を、パートナー間で、及び提案書において共有することとなる。この情報のうちには、提案書準備の話合いの間に無意識に共有される場合も生ずる。

特許により未だ保護されていない発明のような秘密情報が他のパートナーに開示され、他のパートナーにより不正な目的に使用される可能性も生じ、発明等の場合には、その特許性に影響を及ぼす危険も起こる。

当該情報が最終的に不正流用及び使用されることとならないように、提案書の提出の協議に入る前に、他のパートナーとの間で非開示契約書（NDA－秘密保持契約ともいわれる）<sup>9</sup>を締結することが最善の対処法となる。この契約は、パートナーが情報を秘密に開示する条件を定める。

<sup>6</sup> Horizon 2020における知的財産規則について詳しくは、無料で、インターネットで提供されるこのトピックに関する研修に従うことを勧める。詳しくは、次のサイトを参照：[our webpage on training](#).

<sup>7</sup>特に「Horizon 2020－研究及びイノベーションに関するフレームワーク・プログラム(2014-2020)」における参加及び普及に関する規則を定める2013年12月11日の欧州議会及び理事会の規則（EU）No 1290/2013の第3章並びに廃止規則（EC）No 1906/2006。次で入手できる。：[http://ec.europa.eu/research/participants/data/ref/h2020/legal\\_basis/rules\\_participation/h2020-rules-participation\\_en.pdf](http://ec.europa.eu/research/participants/data/ref/h2020/legal_basis/rules_participation/h2020-rules-participation_en.pdf).

<sup>8</sup>助成金契約書のモデルは、参加者ポータルで、[documents](#)を参照することにより、入手できる。

<sup>9</sup>非開示契約書について詳しくは、概況報告書「非開示契約書：ビジネスツール」を参照。[library](#)で入手できる。

パートナーが提案段階で既にその後の各自の共同研究の範囲を明確に限定しようとしている場合には、独立の契約の形態をとらずに、秘密保持義務を覚書（MoU）の中に記載することもできる。

非開示契約書及び覚書の雛型は、European IPR Helpdesk libraryで入手できる。当機関のHelplineを通じて、各人に合った支援が無料で、秘密に提供される。

#### 4. 知的財産の特定及びその保護の措置

Horizon 2020助成金の利点のひとつは、プロジェクトの共同作業の性質にあり、参加者が、単独では、かつ同一の期限内には開発できないような成果物を創出する目的のために、各自の経験、イノベーション及び知的財産権を共有することにある。したがって、全てのパートナーは、有形（資料等）又は無形の性質（データ、ノウハウ又は特許等）を問わず、何らかの財産、換言すれば、各自の**バックグラウンド**をプロジェクトに持ち込むこととなる。

このようなバックグラウンドの使用（又は再使用）が義務の違反又は他の者に帰属する知的財産権を侵害するおそれとならないようにするため、応募者は、プロジェクトのために必要なバックグラウンドを特定すべきである。

##### 自己のバックグラウンドの特定方法

- プロジェクトに持ち込むと思われる要素（例えば、科学研究、メソッド、資料.....）及びそれに付帯する可能性のある権利（例えば、特許、著作権.....）を列記すること。
- 所有者を特定すること。
- 第三者の権利が存するときは、使用する承認を求めること。
- 他のパートナーの使用に影響を及ぼすおそれのあるもの（例えば、オープンソースソフトウェアの使用）がある場合には、通知すべきこと。

したがって、この点において、参加者は、未だ保護されていない要素、特に重要性の高い発明又は意匠を保護する可能性を検討することができる。実際、秘密保持契約が締結されている場合でも、情報の開示又は誤用の危険は現実に存在し、その結果、可能な場合には、特に知的財産権の登録を申請するなど追加の手段が検討されるべきである。

## 5. 技術水準の評価

参加規則によれば、資金提供のために選定されるプロジェクトは、高度な科学的及び／又は専門的な優良性、すなわち卓越性を示していなければならない。この授与基準に関する詳細は、要請に適用され、その後プロジェクト提案書雛型に明示される作業プログラムに定められる。

例えば、研究イノベーションアクション及びイノベーションアクションにおいて、どの程度、申し込まれる作業が意欲的であるか、イノベーションの可能性を有しているか、及び**技術水準**<sup>10</sup>を超えるものであるかを説明することが最も重要となる。一般的に、技術水準の調査は、科学文献の審査ばかりでなく、研究によると、特許データベースのほとんどの情報が他で利用されていない<sup>11</sup>特許データベースであるかの審査をも含む。特許調査の結果は、その場合、イノベーションの可能性を記載する際に提案書に記載すべきである。

特許調査は、Espacenet<sup>12</sup>を使用して無料で実施することができるが、応募者に金銭的な余裕がある場合には、例えば国内の特許事務所、PATLIBセンター又は各自の弁理士の支援を求めることが望ましい。

## 6. 第三者の権利の検討

応募者は、他の者に帰属する知的財産権についても検討すべきである。特に、可能性のある成果物の利用が第三者の権利、すなわち特許を侵害することになるかどうかを分析することは重要である。実際には、特許は、その所有者に対して特許権を有する発明を他人に使用させない権利を単に与える権利であり、それを商業的に利用する権利を与えるものではない。しかしながら、特許に先行の第三者の特許が組み込まれた製品を試験又は商品化した結果、知的財産を侵害することが起こり得る。したがって、第三者の権利を検討しないことは、成果物の将来の利用計画を阻害することになり、及び／又はプロジェクトの費用の増加を引き起こすこととなる。上記の理由から、特許権を有する技術を使用するためには第三者との間で許諾契約書を締結するか、又は当初の研究計画を断念する必要が生ずる。

したがって、応募者は、**フリーダムトゥオペレート調査**を実施することを考慮すべきであり、これにより応募者は各自の成果物に関連する可能性のある特許を特定し、試験及び商品化の計画が他の者に帰属する特許を侵害するおそれがあるかどうかを評価することができる。フリーダムトゥオペレート調査は、成果物の利用計画がイノベーションアクションで要求され、及び申し込むプロジェクトの影響力を示す段階として、SME文書（段階 1）<sup>13</sup>で要求される場合には、特に重

<sup>10</sup> Horizon 2020—ワークプログラム2014-2015、付属書H、評価。available in the [Participant Portal](#).で入手できる。

<sup>11</sup> 先行技術調査について詳しくは、欧州特許庁の次のウェブサイト参照することを勧める。:

<http://www.epo.org/learning-events/materials/inventors-handbook/novelty/searching.html>.

<sup>12</sup> 特許情報の調査の方法について詳しくは、概況報告書の特許情報の調査方法を参照することを勧める。[library](#)で入手できる。

Espacenetに関する情報及び研修について詳しくは、欧州特許庁の次のウェブサイト参照のこと。:

<http://www.epo.org/searching/free/espacenet.html>.

<sup>13</sup> SME文書に関する情報は次で入手できる。:

要となる。

## 7. 適格な費用

Horizon 2020のプロジェクトに予定される予算は、パートナーが各自の提案書で提出する適格な見積費用に基づき算定される。この適格な見積費用は、「助成金最高額」を決定するために使用され、この費用のみが欧州委員会により弁償される。

成果物の保護に関する費用（例えば、特許登録のために特許庁に支払う手数料）を含む知的財産権に係る費用及びアクセス権のロイヤルティーは、他の物品及びサービス<sup>14</sup>の費用としての弁償の適格性を有する費用の例である。したがって、提案段階で知的財産に係る費用を検討し、予算<sup>15</sup>にこれを含めることが望ましい。Horizon 2020は、許諾等の知的財産に関連する全ての費用をプロジェクトの終了後に支払われる手数料又は特許料として補償することはできないが、この助成金は、できるだけ少ない経費でプロジェクトの実施中に知的財産の保護及び利用に活用する確かに絶好の機会となる。

## 8. プロジェクトの名称及び略称

物品及び／又はサービスの登録商標と同一又は類似の略称を同一の事業区域内で使用しないことが、特にコンソーシアムパートナーが成果物を商業上利用し、又はプロジェクトの略称を付して市場においてサービスを提供しようとする場合、重要となる。実際、市場でのそのような使用は、商標侵害訴訟を引き起こすこととなる場合があり、プロジェクト期間中でも、コンソーシアムが侵害の申立ての対象となることが起こり得る。

したがって、そのような訴訟及び申立てによって時間及び資金を無駄にしないように、商標調査を実施することが最善の対処法となる。事前の調査は、インターネット及びOHIMが提供する無料検索ツール（例えば、TMview<sup>16</sup>）又は世界知的所有権機関（ROMARIN<sup>17</sup>）<sup>18</sup>を使用して、応募者が社内で行うことができる。応募者の時間及び財源が許す場合には、広範囲な調査は、国家の知的財産庁又はIP専門家により実施され得る。

## 9. プロジェクト成果物の利用戦略

欧州連合の資金適用を受けることに合格したHorizon 2020の応募者は、助成金契約書において、直接又は他の組織（成果物を外部に許諾する等）によって、プロジェクトの成果物を利用するために最善の努力を尽くすことを誓約する。したがって、提案書の技術付属書において、プロジェクトパートナーの利用手段案を立証することにより、成果物利用の計画<sup>19</sup>を明確に説明しておくことが望ましい（そのような計画が要求されないことが作業プログラムのテーマとして明確に記載されている場合を除く）。このほか、成果物がどのような方法で、すなわち知的財産権によつ

[http://ec.europa.eu/research/participants/portal/desktop/en/funding/sme\\_participation.html](http://ec.europa.eu/research/participants/portal/desktop/en/funding/sme_participation.html).

<sup>14</sup>注釈付モデル助成金契約書は参加者ポータルで入手できる。

<sup>15</sup>詳しくは、European IPR Helpdesk Bulletin (12)を参照。libraryで入手可能。National Contact Pointsから各自に合った支援を得ることができる。

<sup>16</sup> TMviewは次のサイトで入手できる。: <http://www.tmdn.org/tmview/welcome>.

<sup>17</sup> ROMARINは次のサイトで入手できる。: <http://www.wipo.int/madrid/en/romarin/>.

<sup>18</sup>商標の調査方法に関する概況報告書は、当機関のオンラインlibraryで入手できる。

<sup>19</sup>概況報告書のHorizon 2020の成果物の利用及び普及に関する計画について詳しくは、当機関のオンラインlibraryで入手することができる。



て、管理及び保護されるかは、明確に提示されるべきである<sup>20</sup>。

受益者が大学その他の公的な研究機関であるときは、IP管理及び知識移転指針の計画及び実施に関する実務指針のポイント1（内部知的財産指針の原則）及びポイント2（知識移転指針の原則）（[知識移転活動に係る知的財産の管理に関する委員会勧告](#)に添付される）に定める原則を検討することを保証しなければならない、これは提案書における戦略に影響を及ぼす<sup>21</sup>。

利用及び知的財産管理に関して提案される措置の有効かつ高いレベルでの実施を保証するため、作業実施の詳細な説明でこれを支持することが最も重要となる<sup>22</sup>。管理体制は、知的財産に関して提案される措置の有効な実施を支持するので、その定義に特に注意すべきである。

## 9.1 チェックリスト

以上のように、応募者が各自の提案書の技術付属書に利用計画、知識管理の概略及び作業実施を詳述する助けとなるように、知的財産に関して考慮されるべき主要な問題について次のチェックリストを提案する。

---

<sup>20</sup> [Proposal templates](#)技術付属書の2部を参照

<sup>21</sup> さらに詳しくは、[library](#)で入手できる公的研究成果物に関する概況報告書の利用手段を参照

<sup>22</sup> [Proposal templates](#)技術付属書の 3部を参照

- **成果物はどのように保護されるか？** 応募者は、商業上又は工業上の利用が可能であると合理的に期待される成果物の保護を応募者がどのように組織化するかを記述すべきである。これに関連して、応募者は、どのように成果物が特定されるか（多分、スタッフの者を知的財産権管理者に配置することにより、実験室のノートの使用を通じてなど）、中途の開示を報告し、保護するかを記載することができる。プロジェクトから生じ知的財産権となる可能性のあるものは表示されるべきであり、パートナーがどのようにこれを保護しようとしたかを表示すべきである（多分、内部及び／又は外部の知的財産専門家を使用することにより）。締結されるコンソーシアム契約書に言及すべきである。
- **バックグラウンド及び成果物がどのように整理され、管理されているか？** 応募者が、経済的状况を含め、応募者間で所有権及びアクセス権をどのように整理しているかの明確かつ適切な説明を記載することは妥当である。バックグラウンドは、特定され、参加者間で合意されなければならない、別個の契約又はコンソーシアム契約（肯定又は否定のリストの形式）によって行うことができ、交渉段階で締結されることが好ましい。その計画の言及についても検討すべきである。
- **共同所有権はどのように取り扱うか？** 共同所有権は検討されるべきである。応募者は、成果物が共同で所有された場合に、応募者は、例えば、共有、利用及び第三者への許諾等、その成果物を効果的に管理するために詳細な契約を結ぶ意思を有することを記載することができる。
- **成果物はどのように利用されるか？** 参加予定者は、いくつかの利用手段を有している。最も適切な手段は成果物の種類及び即応能力レベル、同時に財務条件及び事業計画に関するパートナーの状況に依る。利用される形態の例を下記に掲げる。

詳細な内部研究	<ul style="list-style-type: none"> <li>研究活動はプロジェクト以外で行わなければならない。</li> <li>研究機関及び研究集約的企業が適切</li> </ul>
共同研究	<ul style="list-style-type: none"> <li>将来の共同研究プロジェクトをバックグラウンドとして使用する成果物</li> <li>研究機関及び研究集約的企業が適切</li> </ul>
内部製品開発	<ul style="list-style-type: none"> <li>製品／工程の開発、作成及び市販に使用される成果物</li> <li>企業が適切</li> </ul>
内部サービス開発	<ul style="list-style-type: none"> <li>サービスの開発及び提供に使用される成果物</li> <li>企業が適切</li> </ul>
許諾	<ul style="list-style-type: none"> <li>外部許諾により他の組織により利用される成果物</li> <li>参加者全てが適切、ただし、Horzon 2020規則を遵守することに注意</li> </ul>
譲渡	<ul style="list-style-type: none"> <li>所有権の移転により他の組織により利用される成果物</li> <li>参加者全てが適切、ただし、Horzon 2020規則を遵守することに注意</li> </ul>
ジョイントベンチャー	<ul style="list-style-type: none"> <li>ジョイントベンチャーのバックグラウンドとして使用された成果物</li> <li>参加者全てが適切、ただし、Horzon 2020規則を遵守することに注意</li> </ul>
副産物	<ul style="list-style-type: none"> <li>プロジェクトの成果物を市場に出すために定められる別個の会社</li> <li>参加者全てが適切、ただし、Horzon 2020規則を遵守することに注意</li> </ul>
標準化活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規の標準化活動を開発し、又は現行の標準化作業に寄与するためのいずれかに使用される成果物</li> <li>参加者全てが適切、ただし、Horzon 2020規則を遵守することに注意</li> </ul>

- **どのような秘密保持手段が取られているか、取られる予定か？** 上記のように、秘密保持の問題に関する明確かつ適切な記述及び第三者の権利（提案段階で既に取りられている措置及びプロジェクトの次の段階で予定されている手段を検討する）を記載することができる。
- **成果物の利用及び保護に関して提案される措置に関する管理体制はどのように適切であるか？** 作業計画において成果物の利用を十分に可視化し、必要な場合には、別個のワークパッケージを導入することが好ましい。管理体制を明確にする場合に、応募者は、知的財産権の管理を検討すべきである。利用及び知的財産又は管理者の委員会が検討することができ、業界からの外部専門家の諮問機関も可能である。適正な体制は、各プロジェクトで予想される措置に依る。

Helplineは、成果物の利用及び普及に関する参加者の計画のIP部分を分析することができます。詳しくは、Helplineにご連絡ください。

## 有益な資料

トピックについて詳しくは以下を参照

- 「非開示契約書：ビジネスツール」  
<http://www.iprhelphdesk.eu/Fact-Sheet-Non-Disclosure-Agreement>
- 「知的財産商品化：知識移転ツール」：<http://www.iprhelphdesk.eu/Fact-Sheet-Commercialising-IP-Knowledge-Transfer-Tools>
- 「知的財産商品化：内部製品開発」：<http://www.iprhelphdesk.eu/Fact-Sheet-Commercialising-IP-Internal-Product-Development>
- 「知的財産商品化：許諾契約書」：<http://www.iprhelphdesk.eu/Fact-Sheet-Commercialising-IP-Licence-Agreements>
- 「知的財産商品化：譲渡契約書」：<http://www.iprhelphdesk.eu/Fact-Sheet-Commercialising-IP-Assignment-Agreements>
- 「知的財産商品化：ジョイントベンチャー」：<http://www.iprhelphdesk.eu/Fact-Sheet-Commercialising-IP-Joint-Ventures>
- 「知的財産商品化：副産物」：<http://www.iprhelphdesk.eu/Fact-Sheet-Commercialising-IP-Spin-offs>
- 「研究開発における標準化の利益の取得方法」：<http://www.iprhelphdesk.eu/Fact-Sheet-Standardisation-in-RD>
- 「公的研究成果物のための利用手段」：<http://www.iprhelphdesk.eu/Fact-Sheet-Exploitation-Channels-for-Public-Research-Results>

## 連絡先

コメント、提案又はさらに詳しくは、下記に連絡ください。

European IPR Helpdesk  
c/o infeuropa S.A.  
62, rue Charles Martel  
L-2134, Luxembourg

電子メール: [service@iprhelpdesk.eu](mailto:service@iprhelpdesk.eu)

電話: +352 25 22 33 – 333

ファクス: +352 25 22 33 – 334



©istockphoto.com/Dave White

## EUROPEAN IPR HELPDESKについて

European IPR Helpdeskは、EU資金提供プロジェクトの現在及び将来の参加者に対し、知的財産（IP）及び知的財産権（IPR）について、情報、直接の助言を与え、IP及びIPR事項について研修することにより、認識を高めることを目的としています。このほか、European IPR Helpdeskは、特にEnterprise Europe Networkを通じて、多国籍パートナーシップ契約を交渉又は締結するEU SMEに対し、IP支援を提供します。提供されるサービスは、無料です。

**Helpline:** Helplineは、IPの問合せに対して3営業日以内に回答のサービスを行っています。当機関のウェブサイト [www.iprhelpdesk.eu](http://www.iprhelpdesk.eu)、電話又はファクスの登録によりご連絡ください。

**ウェブサイト:** 当機関のウェブサイトには、IPR及びIP管理の様々な側面、特にEU資金提供プログラムに関する具体的なIP問題に関し、幅広い情報及び有益な文書を掲載しています。

**ニュースレター及び活動報告書:** 電子メールニュースレター及び活動報告書を購読することによりIPに関する最新のニュースを把握し、専門論文及びケーススタディーを理解します。

**研修:** 当機関は、9つの異なるモジュールから成る研修カタログを企画しています。当機関との開催の計画に関心をお持ちの場合には、[training@iprhelpdesk.eu](mailto:training@iprhelpdesk.eu)に電子メールを送信してください。

## 責任の否認

本概況報告書は、当初、European IPR Helpdesk (2011- 2014)の前版の下で作成されました。その当時、European IPR Helpdeskは、欧州委員会との業務委託契約に基づき運営していました。

2015年から、European IPR Helpdeskは、助成金契約書No 641474に基づく欧州連合Horizon 2020研究及びイノベーションプログラムから資金提供を受けるプロジェクトとして運営しています。それは、中小企業（EASME）のための欧州委員会政策執行機関が、欧州委員会域内市場、産業、起業家及びSMEs事務総長により提出されるポリシーガイダンスによって管理しています。

本概況報告書はEUの財政支援によって作成されていますが、表現されている立場は著者の立場であり、必ずしも、EASME又は欧州委員会の公式の見解を表しているものではありません。EASME、欧州委員会及びEASME又は欧州委員会を代表する者のいずれも、本情報が使用されたことについて責任を負いません。

European IPR Helpdeskは高いレベルのサービスを提供するために努力しますが、本概況報告書の内容の正確性又は完全性について保証することはできず、本概況報告書の内容に依拠した結果として被る損失について、欧州委員会及びEuropean IPR Helpdeskコンソーシアムメンバーのいずれも、責任を負わず、又は説明責任を問われません。

当機関の完全な責任の否認は、[www.iprhelpdesk.eu](http://www.iprhelpdesk.eu)で入手できます。

## © European Union (2015)